

羽生市立岩瀬小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものである。）

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係な児童はいない。」、また「いじめは、人権侵害である。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期発見に努め、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成度・成就感を育て、自己有用感を味わわせ自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、「命の大切さ」についての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①あいさつ運動

人と人との結びつきの基本であるあいさつを中心に据え、また関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心情を高めるためのいじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

②人権作文への取組

5月に人権作文に取り組み、人権感覚を養う。また、優秀な作文を放送で全校に発表する。

③いじめ防止週間（人権教育週間）の設定

学校全体で、発達段階に応じた人権の尊さを理解させ、互いを理解し、信頼し、助け合っ
て生活することを通して、人権感覚を養い、いじめや差別のない学校生活への意識を育てる。

いじめ防止週間（人権教育週間）を6月、11月、2月に設定し、次の取組を行う。

- ・児童会を中心に生活目標を考え、全校児童にいじめ防止を呼びかける。
- ・人権標語に取り組んだり、人権教育に視点をあてた道徳の授業を行ったりする。
- ・県教育委員会等で作成した資料を使った保護者への啓発活動を行う。

④教育相談週間の実施

各学期に、保護者と教師が、児童の学校生活の課題や問題点、家庭での子育ての悩み等についてその解決を図るとともに、いじめの早期発見に努める。

⑤保護者、地域等との連携

学校基本方針をホームページに掲載したり、年度当初の学級懇談会で周知したりすることで、いじめ防止への関心を高める。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健やかな心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・たてわり班での異年齢交流活動、交流給食等の異学年交流の充実
- ・児童の主体的な活動を支える委員会活動の充実
- ・学級における支持的風土を醸成するための学級活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

②人との関わり方を身に付けるための活動

学級活動や朝・帰りの会で、自他では思いやりや考えが違うことに気付かせ、そのような中に認められる自分が存在していることを感じとることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

学習規律「岩瀬小授業の約束」を徹底し、友達の話の聞けるクラス、安心して意見を言える授業を展開する。また、授業の中に、意図的に自分の思いを表現できる時間を組み込む。

④人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーションを育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性、育成に資する体験活動の推進を行う。

(3) インターネット上のいじめへの対応

①情報モラル教育の実施（「携帯安全教室等」）

②インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

③学級懇談会や学年だより等で保護者への啓発を図る。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめ発見のために、様々な手段を講じる。

ア 「いじめは、どの学校でも起こりうるものである。」という基本的な認識に立ち、全ての職員が児童の様子をも守り日常的に観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

イ 様子がおかしいと感じる児童がいる場合には職員会議前の「岩瀬っ子を見つめて」や学年会、生徒指導委員会等の会議の場において、気付いたことを共有し、より多くの目で当該

児童を見守る。

- ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「臨時教育相談」や「定期教育相談」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- エ 児童に「学校生活に関するアンケート」を毎月行い、児童の悩みや人間関係を把握していじめゼロの学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
- エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をすることはしない。
- イ 学校や家庭ではなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口を利用する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①「岩瀬っ子を見つめて」

月1回の職員会議の前に、全教職員で問題行動を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通認識・共通行動について話し合いを行う。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職や主幹教諭、生徒指導主任、教育相談担当、学年主任、養護教諭、当該学級担任、S S W（スクールソーシャルワーカー）等によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

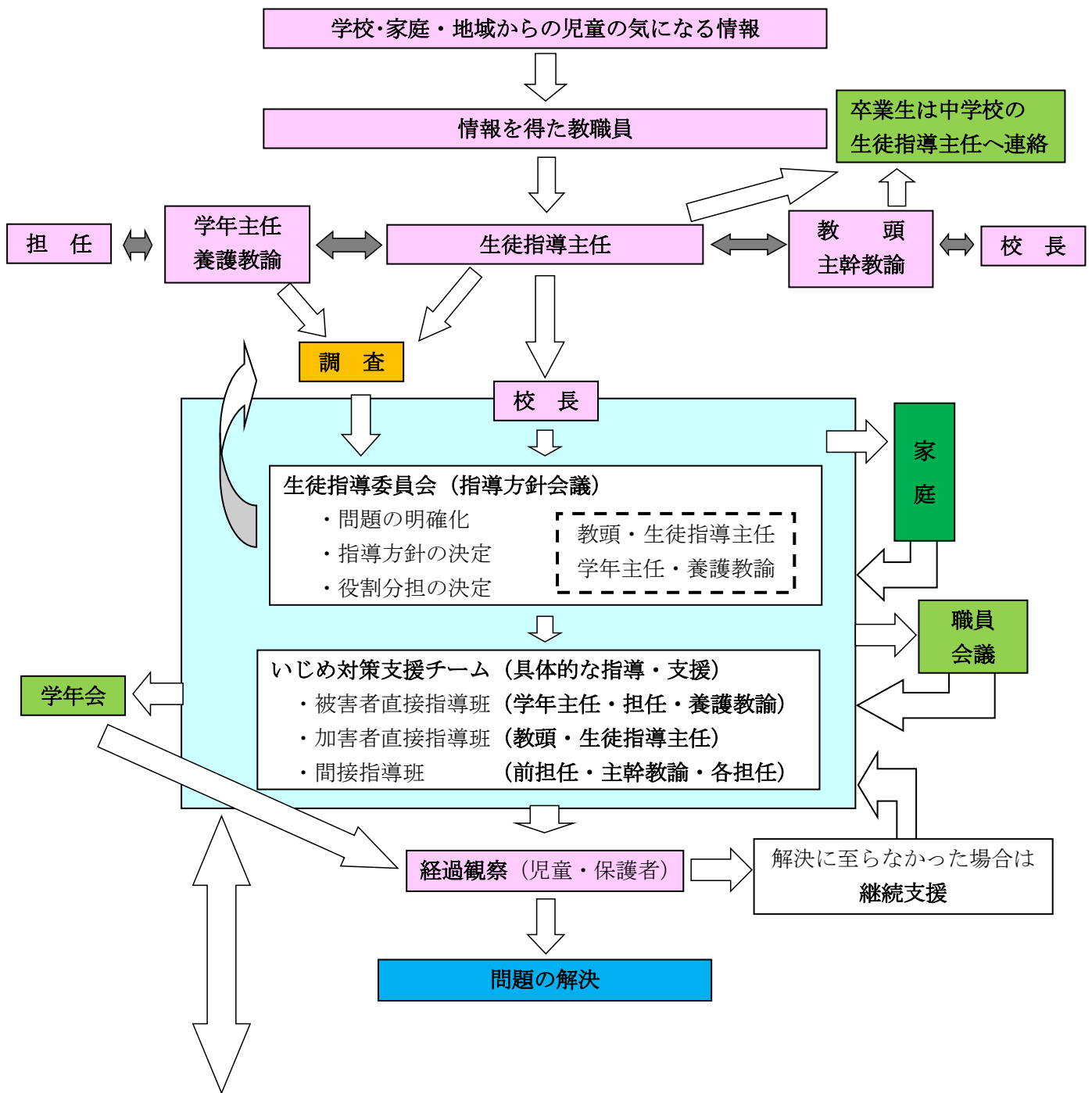
(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合には、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急の生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により、迅速に支援体制をつくり、対処する。

また、羽生市教育委員会2時間ルール「危機情報は、2時間以内に関係部長へ電話・メールする」に基づき、教育委員会に報告し、指導・助言を受ける。

地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であることから、P T Aや地域の会合等で、いじめ問題など児童の健全育成の話合いをお願いする。

岩瀬小学校 いじめ問題組織対応図



- 関係諸機関との連携**
- ・埼玉県スクールカウンセラー
 - ・羽生市スクールソーシャルワーカー
 - ・教育相談員
 - ・羽生市教育相談室
 - ・熊谷児童相談所
 - ・埼玉県よい子の電話教育相談
 - ・埼玉県子どもスマイルネット
 - ・社会福祉事務所
 - ・埼玉県警少年補導センター
 - ・熊谷家庭裁判所
 - ・民生児童委員
 - ・主任児童委員
 - ・羽生警察署
 - ・羽生市人権擁護委員

重大事態とは、以下に掲げる事態にある場合をいう。また、児童や保護者からいじめられて重

重大事態に至ったという連絡を受けたときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

ア いじめによる児童の**生命、心身又は財産に重大な被害**が生じた疑いがあると認めるとき。
「**生命、心身又は財産に重大な被害**」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、以下のケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が**相当の期間**学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「**相当期の期間**」とは、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査を行う。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会に事態発生について報告する。

【連絡体制】

ア 発見者→担任（学年主任）→生徒指導主任→主幹教諭・教頭→校長→教育委員会

イ 校長→保護者

※緊急時は臨機応変に対応

※教育委員会への一報後、あらためて文書での報告

※必要に応じた警察等関係機関への通報・連携

(3) 重大事態への対処

いじめの事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行う。

①「いじめ防止対策推進委員会」の招集

②教育委員会との連絡体制の確認

③調査の実施（事実の究明）

当該児童から十分に聞きとるとともに、必要に応じて在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とする。

④調査結果の提供、児童及びその保護者への説明

調査の進捗状況及び調査結果についていじめを受けた児童やその保護者に説明する。

（個人のプライバシーについての最大限の配慮）

⑤調査結果の報告

教育委員会を通じて市長へ報告する。

⑥継続した経過観察の実施